

秋月藩の知行制について

松下, 志郎

<https://doi.org/10.15017/4474787>

出版情報：経済學研究. 43 (6), pp.21-38, 1978-05-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



秋月藩の知行制について

松 下 志 朗

はじめに

秋月藩の成立は、元和9年黒田長政の遺命によって福岡藩より5万石分知されたことによる。同時に4万石を分知されて成立した東蓮寺藩と比べて本藩との親疎関係において若干の隔りを有するが¹⁾、そのことは秋月藩政の展開にも本藩とはやや異なる色彩を与えている。即ち本藩領と錯綜した入組み形態をみせる秋月藩領において、農政を中心とした藩政の展開は、当然のことながら本藩の規制をいろいろの形でうけることになろうが、しかし藩政初期から中期に至る過程を仔細に検討してみると、秋月藩独自の体制作りを看取できないこともない。以

下知行制の具体相を給人と給地百姓との関係を中心に検討する。

1 藩政初期の地割制について

寛政2年藩士小川左近右衛門は、郡村御用筋受持の宮崎織部に提出した存寄書「小川眠石秘記」²⁾で農民の支配について次のように記している。

古より御国之儀、五十石一名にして百姓一人受持、五々式百五十石に組頭老人相立、其上を庄屋司り、五十石之地は農家之嫡子に致相統、其余之子弟并譜代之下人は、名子に相成、互に助合耕作致出精候段之儀は、古来より之御国制に候……

まずこの「五十石一名にして百姓一人受持」という「古来より之御国制」がいつからの事であるか、夜須郡草水村庄屋文書³⁾で検討してみ

第1表 寛永期における草水村の地割高

名 請 人	田 方		田方川成		畠 方		畠方川成		計	
	畝 数	分 米	畝数	分 米	畝 数	分大豆	畝 数	分大豆	畝 数	分米大豆
喜左衛門	反畝歩 42.7.11	石合 64.733	畝歩 8.12	石合 1.236.45	反畝歩 4.3.07半	石合 3.594.9	畝歩 1.26	合 158	反畝歩 48.1.01	石合 69.670.9
藤左衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.7.12半	2.669.7	内 1.14	113	34.0.01半	50.000
善右衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.4.15	2.666	内 1.14	113	33.7.04	50.000
太郎右衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.7.08	2.666	内 1.14	113	34.0.27	50.000
長左衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.9.17半	2.666	内 1.14	113	34.2.06半	50.000
三 郎	30.6.21	46.483	5.28	851	2.4.0	2.666	内 1.14	113	33.6.29	50.000
新左衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.7.0	2.666	内 1.14	113	33.9.19	50.000
与三右衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.8.05半	2.666	内 1.14	113	34.0.24	50.000
久右衛門	30.6.21	46.483	5.28	851	2.6.09	2.666	内 1.14	113	33.8.28	50.000
久二郎	30.6.21	46.483	5.28	851	2.6.02	2.666	内 1.14	113	33.8.21	50.000
弥左衛門	<破損>									

1) 拙稿「福岡藩における財政経済政策の展開 (I)」(『経済学研究』第40巻第4・5・6合併号)、「福岡藩初期の本支藩関係と家臣団統制」(『経済学研究』第43巻第5号)参照。

2) 『福岡県史資料』第9輯501頁。

3) 甘木市草水 八尋ヒロエ家文書。

よう。第1表は年代不詳九月吉日の検地帳⁴⁾から作成したものであるが、破損個所の弥左衛門分について判読できるところを、寛永十三年八月吉日「草水村地割帳」(第3表参照)と一筆毎に比定してゆくと全く同一であり、従って、寛永12年の時点を下ることはない。そこで第1表を一覧してまず気付くことを挙げると、喜左衛門分を除いて他の9名分持高⁵⁾が50石宛全く均等であることである。それは田方・田方川成・畠方・畠方川成のそれぞれの石高についても同様であり、唯一の例外である喜左衛門分は村高⁶⁾より11名分の50石持高を差引いた残高を加算されているにすぎず、従って寛永期に五十石一名の地割りがなされていたと考えてよからう。第1表における田畠高の配分も、近世後期の書上げではあるが「知行割取出田畠高」⁷⁾の基準によって草水村の田畠高率(田方94.6%、畠方5.4%)より割り出されており、秋月藩における家臣団知行の画一性を明確に呈示している⁸⁾。

- 4) 年不詳九月吉日「筑前国夜須郡草水村<sup>本田畑
新田畑</sup>御検地帳」(八尋家文書)。
- 5) 破損個所の弥左衛門分も第2表から推測する限りその持高は50石であって、他の9名と同一であったと考えられる。
- 6) 慶長検地帳の村高は566石449合1勺であるが、元和9年の分知高は569石311合9勺(『秋月御分知之記』)となっており、その後569石670合9勺に増高している。
- 7) (仮題)「秋月藩那方覚書」(甘木市史編纂室写本)。
- 8) 近世後期(文政4年現在)の秋月藩における田畠高の比率を検討してみると、給知分の存在する夜須郡14ヵ村・下座村7ヵ村中、村高中の田畠高比率と1%以上の差をみせる給知分は、夜須郡3ヵ村、下座郡2ヵ村にしかすぎない(夜須・下座・嘉麻・穂波各郡の「御物成帳」, 秋月黒田家文書)。

なお川成分の控除についても「知行割取出田畠高」(註7所収)には「川成・堤床ハ其村ニ之平均ヲ以割付候事」とあって、全く同様な画一性で臨んでいる。

さて第2表に草水村における慶長検地の様相を掲出したが、これによると持高の分化は甚だしく、五十石一名の地割制は当然のことながら元和9年の分知以降のことであることが知られる。この慶長検地における庄屋持高(弥左衛門分)と寛永12年分(弥左衛門分)並びに万治2年

第2表 夜須郡草水村の慶長検地

70石以上	3人		畝数	石高
60〃	2	古田数 古畠数 合	反畝歩	石合
50〃	2		353.6.01半	534,321
40〃	1		26.9.25半	27,324.2
30〃	1	合	380.5.27	561,645.2
20〃	2	新田数 新畠数 合	1.6.10	1,761.7
10〃	2		4.1.19	3,042.2
5〃	5	合	5.7.29	4,803.9
1〃	10	総計	386.3.26	566,449.1
1石未満	13			
計	38	史料:「草水村古畝引帳」(八尋ヒロエ家文書)		

分(九左衛門分)とを比較したのが第3表であるが、それぞれの年度分を一筆毎に比定してゆくと、慶長7年~寛永12年に連続するものは推定分を含めて中田2筆・下田2筆、上畠1筆・中畠1筆・居屋敷1筆、計7筆であり、同様に

第3表 夜須郡草水村庄屋の持高

		慶長7年		寛永12年		万治2年	
		石高	筆数	石高	筆数	石高	筆数
田方川成	上田	24,433.	5	17,337.9	5	16,457.2	10
	中田	16,496.3	8	17,843.4	8	15,725.	13
	下田	23,307.	10	11,295.	10	11,192.9	15
	川成			875.5	7	869.5	5
畠方荒川成	居屋敷	2,708.	5				
	上畠	5,899.	6	1,953.2	6	2,347.8	7
	中畠	84.8	1	328.8	3		
	下畠	30.	1	200.3	3		
計	72,958.1	36	49,947.1	66	48,705.4	51	

史料:「草水村古畝引帳」「万治二亥十月地割自分抱書抜帳」寛永十二亥八月吉日「草水村地割帳」(八尋ヒロエ家文書)

備考……単位は石を,合を.で表示した。

寛永12年～万治2年の場合は上田3筆・中田1筆・下田1筆・田方川成分3筆・畠方川成分1筆、計9筆でしかなく、庄屋持高の殆んどは割り変えられたと判断されるのであり、そのことは原史料の表題に「地割帳」とあるところに象

第4表 近世初期の石盛

慶長検地帳		寛永地割帳	
位付	石盛	位付	石盛
上田	1,818合	上沓田	1,818合
		上式田	〃
		上三田	〃
中田	1,515	中沓田	1,515
		中式田	〃
		中三田	〃
下田	1,212	下一田	1,212
		下二田	〃
下々田	909	下三田	〃
上畠	1,111	上畠	1,111
中畠	909	中畠	909
下畠	606	下畠	606
下々畠	404		

備考……単位は石を，で表示した。

徴的に示されている。また慶長検地帳の場合と比較して、寛永12年の「地割帳」における位付は上・中・下田をそれぞれ3等分しており（第4表参照）、それはむしろ慶長検地以前の古制を残しているとしてよい⁹⁾。それは、正保2年福岡本藩よりはじめて秋月領内の水帳を交付されたことと関連することであろう。その間の事情は、次のように伝えられている¹⁰⁾。

正保二^{乙酉}九月＝御領分庄屋福岡に被召寄、慶長七^{壬寅}御検地、同十三^{戊申}・元和四^{戊辰}年兩年之新開、并畠ノ内田ニ成增高共ニ加ル御水帳写来、差上ヶ候

年貢徴収の基礎台帳である慶長検地帳が存在しなかったことが、先述のような位付にみられる古制を残したゆえんであり、そのことはまた五十石一名の地割制施行を可能ならしめたものであろう。後述する下座郡堤村の事例から、その地割制の成立は寛永7年以降同12年迄の間と考えられ、その直前寛永11年8月京都において大猷院より五万石の別朱印を下付され、翌12年2月には江戸桜田・鍛冶橋両所の石垣普請の手伝を命じられていることなどが背景にあって、領内農村の再編成が試みられたと推測されるのである。

ところで、近世初期の秋月藩政史料を見る機会に恵まれないので、以下、下座郡堤村の事例を中心に給人の持高地の変動という視点から検討を続けてみよう。

ここで取り上げる史料は、下記の通りである。

A①寛永四年九月吉日「下座郡之内堤村畠方帳」

②寛永七年八月吉日「下座郡堤村御蔵納分名ヨセ帳」

B明暦三年二月吉日「下座郡之内堤村田畠高百石分定水帳」

C寛文三年卯ノ正月廿五日「下座郡堤村田畠高百石分物成卯之歳分春改メ丸帳也名集書出シ」（いづれも西川家文書¹¹⁾）

A①・②は3年程のずれはあるが、両者を一つにして西川一左衛門家の下座郡堤村給知分（百石）¹²⁾を示すものとしてよく、A・B・Cの3年次にわたる一筆毎の田畠地の異同を比定してゆくとそこに殆んど変化がないことでも（第5表参照）裏付けできる。この第5表は、小字・一筆毎に比定して、分地分をも集計して

9) 拙稿「福岡藩初期の本支藩関係と家田団統制」（註1）の粕屋郡上府村の事例参照。

10) 秋月黒田家文書「御水帳目録并覚書」（九州文化史研究施設蔵）。

11) 西川家文書については、近藤典二氏の御好意によって借覧した。

12) 西川一左衛門は、他に夜須郡上浦村において100石、計200石を宛行われている馬廻頭である。

秋月藩の知行制について

第6表 下座郡堤村における給地百姓の変動(西川家持高分)

寛永期	明暦3年				寛文3年	寛永期	明暦3年				寛文3年		
	名請人	小字名	位付	畝数			名請人	名請人	小字名	位付		畝数	名請人
七 条 七	七右衛門	まへ田	上田	1.0.0	(十兵衛)	彌三兵衛	藤五郎	土井ノ下	上田	1.0.21		加右衛門	
	〃	谷口	〃	5.27		〃	孫兵衛	〃	〃	〃		1.0.04	〃
	新九郎	平町	〃	1.0.25		〃	すみやき	来拜	〃	〃		9.24	彌三兵衛
	源三郎	まつ本	〃	8.18		〃	無主	きれノ尻	中田	〃		6.15	〃
	すみやき	礼拜	〃	9.24		〃	七右衛門	の田	下々田	〃		1.13	〃
	七右衛門	東照寺	中田	1.26		〃	〃	よせノ口	中田	〃		1.3.20	〃
	つ太郎右衛門	さこ	〃	1.0.22		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	徳右衛門	つち取	〃	1.8.04		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	無主	切レノ尻	〃	6.15		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	中ノ坪	下田	1.2.11		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
堤	〃	小林	下々田	8.0半	加右衛門	〃	〃	〃	〃	〃	出 作	〃	
	〃	の田	〃	5.20		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	さやの本	中田	1.2.25		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	久太郎	きれの尻	下々田	3.26		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小原田	中田	1.2.20半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	鬼さこ下	下田	7.27		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
七 条 四	七右衛門	とうの町	上田	1.0.0	新右衛門	彌三兵衛	七右衛門	とうの町	上田	1.0.0		彌三兵衛	
	〃	とうせうじ	〃	7.0		〃	〃	〃	〃	〃		7.0	〃
	源三郎	まつ本	〃	8.18半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	すみやき	礼拜	〃	9.24		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	徳右衛門	かしハ町	中田	1.5.24		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小原田	〃	1.2.20半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	無主	きれノ尻	〃	6.15		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	納兵衛	の田	下田	5.03		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	新五郎	切レノ尻	下々田	7.22		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小林	〃	8.0半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
七 条	〃	の田	〃	27	加右衛門	〃	〃	〃	〃	〃	十 兵 衛	〃	
	新五郎	土井ノ下	上田	9.06		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	まへ田	〃	5.24		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	さやの本	中田	1.2.25		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	8.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	つ太郎右衛門	鬼さこ	下田	9.29		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小林	下々田	2.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	鬼さこ	下田	2.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
十 十	七右衛門	まへ田	上田	1.0.0	平兵衛	〃	〃	〃	〃	〃	平 兵 衛	〃	
	〃	谷口	〃	5.27		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	そのこ	〃	9.07半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	とうせうじ	中田	1.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	神左衛門	とうの町	〃	1.2.0		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	五〇〇	大坪	〃	1.0.23		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小原田	〃	1.2.20半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	つ太郎右衛門	鬼さこ	下田	9.29		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小林	下々田	8.0半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	山かと	〃	8.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
七 条	七右衛門	まへ田	上田	1.0.0	加右衛門	彌三兵衛	藤五郎	土井ノ下	上田	1.0.21		加右衛門	
	〃	谷口	〃	5.27		〃	孫兵衛	〃	〃	〃		1.0.04	〃
	〃	そのこ	〃	9.07半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	とうせうじ	中田	1.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	神左衛門	とうの町	〃	1.2.0		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	五〇〇	大坪	〃	1.0.23		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小原田	〃	1.2.20半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	つ太郎右衛門	鬼さこ	下田	9.29		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	七右衛門	小林	下々田	8.0半		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
	〃	山かと	〃	8.28		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃

寛永期	明暦3年				寛文3年
名請人	小字名	位付	畝数	名請人	名請人
	庄やきう切堤	中畠 下々畠	5.0 1.0		
つ孫市源五郎神三郎七右衛門	原	中畠	24	出作 弥三兵衛 平兵衛 内作	
	上原	〃	4.29半		
	原	下々畠	3.25		
	ハラ	中畠	4.28		
	土井ノ下	上畠	7.0		
	うら畠	〃	5.18		
	土井ノ下	〃	4.05		
	ハラ	下畠	4.21		

備考～七…七日町，条…四条町，つ…つゝミ，四…四日市，炭…炭焼，十…十日町，ま…まき原。
単位は反・畝・歩である。

表示したものであるが，その大勢に変化がないことは注目に値しよう¹³⁾。なぜならば，先述したところで明らかのように，夜須郡草水村庄屋の持高地はその大半が変動しており，原史料の表題にある如く地割りがなされているからである。

そこでその間の事情を第6表にみてみよう。

第7表B 明暦3年の堤村知行地（西川家給知分）

位付	(十兵衛)分		新右衛門分		平兵衛分		出作分	
	面積	石高	面積	石高	面積	石高	面積	石高
上田	反セフ 4.5.04	合 (8,860.75)	反セフ 5.0.12半	合 9,091.53	反セフ 5.5.23半	合 10,133.25	反セフ 5.7.11半	合 (10,410.75)
中田	6.2.22半	(9,659.27)	5.6.22半	(8,622.27)	5.7.16半	(8,600.77)	5.6.01半	(8,478.27)
下田	2.0.08	2,452.7	1.8.0	2,182.6	9.29	1,208	7.27	953.7
下々田	1.7.16	1,618.6	1.9.17	2,538.7	1.8.11	(1,669.3)	2.0.0半	1,842.5
計		21,781.32		21,□□□		21,771.32		21,738.22
上畠	反セフ 1.7.03	合 1,882	反セフ 1.6.13	合 1,799	反セフ 1.5.19	合 1,716.5	反セフ 1.6.23	合 (1,867.5)
中畠	7.11	(400)	9.29半	953	6.15	591	1.0.21半	991
下畠	9.21	585	8.21	515.4	1.6.11	(979)	4.21	273
下々畠	3.25	(150)	1.0	36			3.25	155
計		3,246		3,390.5		3,308.5		3,301
総計		25,027.32				25,079.82		25,039.22

備考…()の数字は推定分である。なお計は必ずしも一致しないが，原史料の記載に依った。

13) A・B・Cの3年次にわたってその異同を一筆毎に比定してみると，田地28筆中の1筆，畠地18筆中2筆において顕著な変化がみられ，又1年

第7表A 寛永期の堤村知行地（西川家給知分）

年代	位付	七右衛門分		出作 (無主2筆を含む)	
		面積	石高	面積	石高
寛永4年	上畠	反セフ 2.9.08	合 3,247	反セフ 3.7.0	合 4,030
	中畠	3.1.14	2,888	1.5.18	1,525
	下畠	1.3.02	790	2.6.12	1,486.1
	下々畠			8.20	346
	計		6,925		7,387.1
寛永7年	上田	7.1.18	13,021	13.7.04	24,941
	中田	6.8.16	10,373	16.3.22	24,969.5
	下田	1.2.11	1,499	4.8.21	5,823
	下々田	5.1.28	4,845	2.3.15	2,146.2
	計		29,738		57,921
総計		36,663		65,308.1	

この表は明暦3年分を中心に西川家給知百姓の変動を表示したものであるが，寛永4・7年の寛永期から明暦3年への変動は非常に激しいものであり，その間に強力な農政の変化があったことが窺えるのである。

第7表は西川家給知百姓毎にその持高を表示したものである。

第7表C 寛文3年の堤村知行地(西川家給知分)

位 付	弥三兵衛分		平兵衛分		加右衛門分		内 作 分	
	面 積	石 高	面 積	石 高	面 積	石 高	面 積	石 高
上 田	反セフ 12.7.09	合 23,895.5	反セフ 3.4.12	合 6,256.5	反セフ 4.7.01	合 8,560		
中 田	11.0.0	16,711.008	8.8.16	13,392	3.4.18	5,213		
下 田	1.2.11	1,499	2.8.21	3,471	9.29	1,208		
下々田	3.6.26	3,553.2	2.4.29	2,347	1.8.24	1,710		
計		45,665.708		25,466.5		17,460		
上 畠	1.7.13	1,933	1.5.19	1,716.5	2.3.21	2,612.5	1.4.0	1,519
中 畠	1.1.27半	906	1.1.13	1,040	1.1.06半	1,020.5		
下 畠	2.2.03	1,185.8	2 1.10	1,179.8	3.0	160		
下々畠	7.20	310						
計		4,334.8		3,936.3		3,292		1,519
総 計		50,000.508		29,402.8		20,752		1,519

まず寛永期の給知百姓をみると、A①・②の両帳ともに表紙に「七右衛門(書判)」と署名されており、本来は七右衛門一人の名請地であったかと推測される。秋月領域に伝存する慶長7年の検地帳に、名子や内者の記載がみられることは¹⁴⁾、逆に名子主の家父長的大経営の存在をも窺わせるものがあり、七右衛門もそのような存在として措定できる。即ち、A①の畠方帳で、七右衛門の名請地のうち4筆に、新九郎・太郎右衛門・彦左衛門等が次のように併記され、徳大豆高が細書されているからである。

にきう
中(畠) 式畝壹歩 壹斗五升 同 新九郎
徳五升 (七右衛門)

それはまた出作分についても全て徳分が記帳されており、A②の田地分についても同じである。なお出作分の名請人をみると、若干の堤村百姓の外は、殆んどが七日町・四条町・四日市・甘木等の町方の者であることも注目されよう。A①の奥書並びに裏表紙には次のように集計されている。

(奥書分)

合大豆拾四石三斗九升六合五勺④

徳大豆四石四斗七升八合三勺 口大豆共ニ

(裏表紙分)

米廿式石八斗四升式合壹勺納

〆壹石六斗三升九勺未進分 七右衛門手前

徳大豆四石四斗七升八合式勺 納升数内

三石六斗五升式合五勺納ル

〆七斗壹升九勺 未進分

米ニ〆五斗六升八合八勺

計数は必ずしも一致しないが、A①・②のいずれも七右衛門の責任において年貢を上納し、また未進分を記帳している。第7表Aは給知百姓七右衛門の持高をはるかに上廻る出作分を示しており、もともと七右衛門一人の名請地という性格のものであったろう。

それらの寛永初期に片鱗をみせる大高持百姓は、第7表Bにおいては姿を消し、全く均分化されている。原史料の表紙には「内、高式拾五石割四本ニ割、庄や〆割判在□、其割を以如此水□□」とあり、25石均等割という明確な意図のもとになされた作業の結果であることが窺える。第7表Cの寛永期に至ると、その25石均

14) 『福岡県史』第2巻下冊981頁以降。

分制はくずれて弥三兵衛が五十石一名を回復し、あと50石は平兵衛・加右衛門分等に分けられているが、その場合重要なことは、第6表で明らかのように、明暦期の4人の持分がそれぞれ寛永期の3人の給知百姓に配分されていることであり、ここでもまた地割制の貫徹を看取できることであろう。

以上夜須郡草水村庄屋持高と下座郡堤村給地における検討から、秋月藩において寛永期に地割制が施行され、百姓持高の割替えがなされたが、それを給人の側からみた場合、給地の変動

は殆んどなくて給知百姓の入れ替えに結果したことを明らかにした。この五十石一名の地割制は、給人の多くが50石単位で知行を宛行われている便宜性と同時に、この時期における免率の上昇をもたらした。第8表にそのことは明らかである。3期を通して物成量を比較できる耕地を一筆毎に検討すると、上田7筆のうち寛永期から明暦3年迄の間に減少しているのは2筆、中田3筆のうち2筆、下田・下々田・上畠・中畠(計11筆)減少なし、下畠5筆のうち2筆であり、明暦3年から寛文3年迄は計55筆

第8表 下座郡堤村知行地の免率(1筆毎)

		寛永初期				明暦3年				寛文3年			
		上	中	下	下々	上	中	下	下々	上	中	下	下々
田	70%以上												
	65 〃												
	60 〃												
	55 〃							1	1			1	1
	50 〃												
	45 〃					2			2				
	40 〃					6	1	1	2	3	1		3
	35 〃	1	1	1		2	4	3	2	2	4	2	2
	30 〃	1	2	1	3	4	6	2	1	6	4	1	1
	25 〃	4	1	1		1	1		1		2		1
方	20 〃	2				2	1	1		2	1	1	
	15 〃					2	3	1		1	1		
	不明分					4	4		3	2	2		
	70%以上											1	
	65 〃											2	
畠	60 〃							2					
	55 〃								1				
	50 〃							1				1	
	45 〃					1				1		2	
	40 〃			1		1	2		1	1	4		
	35 〃	3	3	2		9			1	8	2	1	1
	30 〃		2	2	1		2	1			2	2	
	25 〃						2	2					
	20 〃							1			1	2	
	15 〃												
不明分						2	4						

中、減少1筆、増加3筆であとは全く変動のないことが知られる。第8表を参照するとき、寛永期地割割の施行に当って免率の上昇を伴ったことは、先述の公儀手伝普請における家臣団負担の増加を補償するものであったかと推測されるのである。

2 給人と給知百姓

ところで、給人が給地の経営とどのように関わっていたか、以下検討を加えよう。

まず寛永17年の事例を挙げる。

小衛門借状之事

(須) (浦)
一夜津郡上浦村之内御知行分

田畠地高四拾石分、寛拾七年辰

上田ニ而請取、来年ハ永代御百姓
御約束申候ニ付而、今年九月中比ニ
其歳無利ニ御借被成忝奉存

請取申候、四拾石之田地壹畝壹坪も
荒シ申間布候、則来暮右御借

五俵ニ四和利を加エ、御年貢之外ニ
可仕候、米納五俵被成御合力、借シ
家・道具被下、五俵

返之忝奉存候、此上ハ已来若私方

不届義御座候て申分仕候ハ、右之御借
御ゆるし被下候利米ニ五和利宛二年

を加エ御算用候て被取上、如何様ニも
其時一言申分御座有ましく候、右之
少も相違御座有間布候、為後日御
請取申候印ニ一筆如件

上浦村
小衛

寛拾七年辰ノ十月二日

西川左太夫様
まいる

下部朽損

下部朽損

原史料は下部が朽損しているために必ずしも意味が明確でないが、夜須郡上浦村の西川左太夫知行分40石について、米納5俵分を合力し、その他借し家・道具類迄貸与して、小衛門を耕

作者に仕立てるといふものであろう。この40石分は、寛永8年に記録されている出作分(39石872合)かと考えられ、強力に給知百姓の育成がなされている。

そのような関与は中・後期にも変わりはなく、例えば元禄8年には倒百姓堤村仁兵衛を召し帰して給知百姓としたが、その間の事情は次のようなものであった¹⁵⁾。

下座郡堤村高式拾石分田地
延宝九年酉ノ春より甘木藤野又三郎ニ
ニ売渡シ置申、私共たおれ申候所ニ、
今度御預ヲ以被召帰、御百姓ニ被仰付、生々
難有奉存候、然ハ書物前ニ而御咄之
則藤野半六へ銀百八匁・米五俵相立候
様ニと被仰付候、無相違相渡し、田畠式拾石受
借請取申候事(後略)

延宝9年甘木町の藤野又三郎に20石分の田地を売渡して倒百姓となっていた堤村百姓新右衛門と同人伴仁兵衛・惣四郎を呼び帰えして百姓に仕立てたのである。文言の「今度御預ヲ以」が何を意味するのか判然としないが、それを後段の藤野半六への銀108匁・米5俵の支払いと関連させて考えるならば、その「御預」は西川家の才覚によるものと考えらる。

また後略分に「抱田畠壹畝壹坪も隠シ売申間敷候」と誓約していること、堤村伊右衛門外2名の奥書に「前書之通、新右衛門・仁兵衛ニ被下田地」とあることなどは、そのことを裏付けよう。

なお同年の藤野半六の別証文¹⁶⁾には、次のような取り決めがなされている。

一御借銀御返弁残分銀壹貫八百六拾四匁五分亥ノ年ヨリ御理リニ付、元年切ニ相定め申候、御返弁之

15) 「今度私共儀被召帰御百姓ニ被仰付候書物之事」(西川家文書51号)。

16) 「書上ケ申証抛之事」(西川家文書87号)。

為米貳拾俵宛年々被下管ニ御座候、年々右之代銀ヲ以なくつしニ御返弁之御約束ニ相極メ申候、相済申時分本借状戻シ可申候事

元本を年切りにして米20俵宛返済し、なくつしに請返すことを決めているが、そのことは元禄9年における給知百姓の上納状況を見ると¹⁷⁾、徳右衛門分113合4勺、仁兵衛分8俵104合9勺、弥市分10俵298合8勺、平蔵分169合、計20俵26合1勺¹⁸⁾を「藤野半六方へ渡ス」とあり、先述のところを裏付けている。また請相書物の殆んどが(同一文案によるためであろう)「御公役并貴公様方ハ内証役儀、御年貢津出シ」などの夫役提供に関する規定を含んでおり、その「貴公様方ハ内証役儀」(御自分様御役儀)とならんで「御百姓申並之納物等迄無滞納」めめることを請相っていることは(宝永3年の事例)注目すべきことであろう。即ちここでは夫役徴収に相当の関心が払われている。例えば元禄10年と推定される請相書物¹⁹⁾では、上浦村百姓長三郎の未進続きのために同村の甚左衛門が年貢米を立替え、田畠高11石余を9年間預ることとなったが、「御公役并貴公様方ハ内証役儀、御年貢津出シ口儀ハ長三郎方々相勤申管ニ而、役賃ニ畠方長三郎方作り申管ニ御座候」としてある。さらに元禄15年の事例²⁰⁾では長井八郎右衛門の給知百姓惣七が、兄清二郎の嘉麻郡大

刀村滞在中の「公儀様方御公役・御内証御役」を代勤することを約しており、惣七の知行主の都合によっては、第九十を代人として立てるというものである。

このような給人による給知百姓の掌握は、身代限りの場合において遺憾なく発揮される。享保12年12月12日家財道具一切を堤村百姓与三郎と兵七兩人へ預けられて身代限りにあった同村伝六は²¹⁾、以前から知行主への不義理を重ねていたらしく、享保12年閏正月5日には西川清太夫宛に起請文を入れている。その前書に「今度願之通ニ被仰付候も、行末御百姓ニ立帰、家断絶不仕候様ニ思召、以御慈悲被仰付候儀ニ御座候」としていて、それは同月の請相書物²²⁾によれば、次のような内容のものであった。

⁽¹⁾一私儀蓮々不勝手に御座候而、去秋御年貢御未
□斗御座候上、御上ケ米之内私納分不残不納仕、御奥判之借り銀米利分等も相払不申、礪度指問申候所ニ被加御不便ヲ、御願申上候通田畠御引上り被下、難有仕合奉存候支
⁽²⁾一当春々私田地与三良・兵七ニ御預ケ被下、私父子田畠下作ニ入候事心遣仕候様ニ被仰付奉畏候、随分入念下作ニ入、余米付・下作作り候者名付委細ニ仕、指上可申候事
⁽³⁾一私右之田畠之内作り候共、下作作り候者同前ニ余米指上作り可申候事
⁽⁴⁾一御願申上田地御引上被下候儀ハ、私共永々御百姓為仕候ニ被仰付儀ニ御座候上ハ、近年中ニ随分情ヲ出シ、其年々御年貢ハ不及申、去

17) 元禄九年子ノ八月吉日「高式百石物成米大豆納ル控帳」(西川家文書7号)。

18) おそくとも寛文7年迄は1俵3斗入りであったが(「寛文七年末ノ歳分堤村百姓手前々取立納り申田畠年貢ノ覚書出シ申事」西川家文書5号所収)、註17史料の元禄9年時点では1俵3斗3升入りと変化している。

19) 元□十年丑ノ二月廿八日「御請相申上ル書物之事」(西川家文書94号)。

20) 元禄十五年午ノ十二月廿四日「御請相申上ル手形之事」(西川家文書101号)。但し、当該史料は下部朽損のものであるが大意において相違はないと思う。

21) 身代片付の際の「伝六家財目録」を、参考迄に掲げる。

大かま1、茶かま1、古ひつ1、水田子1、なたかま1、さら5、大かめ2、古屏風1、ちゃん鉢1、古あんどん1、かや壘2枚、たねモミ壘斗三升、きんた1、たな板1枚、馬1疋、家2間ニ5間2

麦田4反6畝、麦畠1反8畝、からし畠6畝
22) 「御受合申書物之事」(西川家文書6-57号)。

秋月藩の知行制について

第9表 堤村伝六の借用高(享保12年12月現在)

給人関係分		公儀(秋月藩)分	
滞 高		滞 高	
米 22 俵	銀131匁6分6厘	井上次郎平口入米元利	銀 7 匁 5 分
22俵305合77才		当秋(享保12年)未進	6 匁
37俵 5 歩		去午ノ秋(享保11年)未進	10匁958毛
23俵 4 歩37毛		米元利(利相2割5分)	182文
(代米12俵)		山田宇八口入米元利 (利相2割5歩)	7 分
117俵285合08才	〃 口入銀元利 (利相2割)	6 分	御地かかり高役米(村中寄合かり銀)利3匁(2年分)
	合米		庄屋役料仕替駄ちん
			御公儀方之駄ちん銀・触口役料共
			小物成
			御公儀山札代
			藪上納
			合 銀
			米64合26才
			19.20
			396
			435
			107.80
			3俵207.72
			2石219.98
			さんじ給
			御公儀駄ちん兵糧
			高役米之節かり米 元米 1石980合
			〃 〃 1.450
			〃 〃 539
			かり米利分滞
			合 米 (元米 3石969合)

史料：(包紙)「堤村伝六身代片付之時分書物損米惣目録
共并片付之時分書付品々」(西川家文書6-63)

備考…1俵=3斗3升入り。

秋之御味進米并御奥判借り銀米上納相済候上、田地之儀可被仰付候由奉畏候支⁽⁵⁾一毎秋御年貢、公儀上納米并当村庄屋方へ^(マ)申付候小物成等迄、無相違入念相納可申事⁽⁶⁾一今度御願申上、田地御引上被下候ニ付、私抱高六拾石之内四拾石分之公役私相勤申等ニ御座候、高式拾石分ハ下作作り候者ニ公役仕らせ候等ニ御座候、依之借銀米上納相済候迄毎秋公役米請取、拾表宛上納仕等ニ御座候事

第1条に関連して、伝六が身代限りになった12月12日現在の借用高を挙げると、第9表のようになる。ここで注目すべきことは、公儀分の滞高について、12月12日堤村庄屋左三郎、頭百姓が西川清太夫に対し、その目録を提出して「右之前ニ而御座候間、御詮儀次第ニ銀米共御納所奉願上候」と依頼していることである。更に12月17日村庄屋左三郎は、高60石分に賦課された御公儀方駄ちん・藪上納・山札代・庄屋仕替役料駄ちん銀、計21匁6分1厘8毛について、「右ハ伝六方^ハ埒明不申候間、御公

儀様^ハ段々稠敷被仰付候間、埒明申様ニ奉頼上候、右之銀大庄屋方取立ニて御郡様納之銀ニて御座候」と取立方を依頼しているのである。そこには、福岡本藩とは異なった給人と給知百姓との親密な関係が存在していたと考えられる。そのことは、第2条・4条にも窺えるところであって、滞納分が生じてもすぐに身代限りとはせず田畠を引上げて下作に出し、その余米をもって滞納分を漸次消却しようという方法がとられることにもあらわれている。その消却法は第10表の通り(下作者と三良・兵七分)であるが、伝六耕作分も下作同然としていることには給人の強い意向が感じられるけれども、「永く御百姓為仕候ニ被仰付儀ニ御座候上ハ」伝六としても随分精を出さなければならぬこととなつたろう。

また身代限りの後、享保13年8月、伝六の親、助七に開畠の耕作を許しているが²³⁾、それは秋月藩における給人と給知百姓の紐帯を示唆する

23)「御請合申書物之事」(西川家文書3-22号)。

第10表 余米・大豆書上高(享保12年)

下作入口米		79俵145合
右之内	徳米	43:306.25才
	元利米	240.
	田方三歩上り	3:134.7
	御公役米 合米(引分)	12: 60:020.95
残テ余米		19:115.5
下作入口大豆		17:245.
右之内	徳大豆	7:151.8
	畠方三歩上り	157.33
	合大豆(引分)	7:309.13
残テ余大豆		9:265.87
合余米・大豆		29:051.31

史料：「田畠高四拾石余米目録」
(西川家文書1-5)

備考…単位は俵を：で合を。で表示した。
1俵=3斗3升入り

ものである。

しかし両者の関係を地方知行の面で過大に評価することは慎まなければならない。

当然のことながら給人と給知百姓との関係は、年貢収取に限ってのことであり、その点で伝六抱高のうち30石分の給知百姓となった新作は、伝六未進米20俵の5ヵ年賦上納を強制されており、同様に40石分の給知百姓左三郎は40俵、5ヵ年賦上納を請合わされている²⁴⁾。特に後者の左三郎は堤村庄屋として伝六の跡高を引受けたのであろう。

給人=給知百姓関係の形骸化を示すものとして、第11表に夜須郡草水村の耕地を知行主毎にまとめてみた。一見して一人の百姓が複数の給人に属して耕作していることが知られよう。ことに庄屋草右衛門の場合、天明5年抱田畠高52石920合9勺のうち、原田十郎左衛門分7石5

斗は甚七より、同315合2勺は助市より「入分」であり、同様に鳴村小兵衛分1石215合4勺は市蔵より「入分」であって、倒百姓の跡高を引受けたものと考えられ、したがってそのような場合、「公役」や給人の「内証役儀」は以前の給知百姓より勤めたことは傍証の事例に事欠かない²⁵⁾。

このように複数の知行主をもち、また下作者による公役・内証役儀の負担は、その徴収を複雑化し、五十石一名の年貢収取体系を錯綜させていったものと考えられる²⁶⁾。

宝暦5年給人明石八郎太夫の夜須郡草水村における田畠高は77石4斗9升であるが、その給知百姓のうち又蔵は清介名・清左衛門名・仁三郎名・三郎介名の4名を肩書されてお^{みよう}り²⁷⁾、五十石一名の地割制が完全に形骸化されていたことを知りうるのである。

天明7年春、「組中夫並シ有之候ニ付、大庄屋元ヨリ、御役所ヨリ写シ村々触有候ニ付」書写された「書付」²⁸⁾が残されており、その一部を次に摘記しておく。

一茅八把ニ而 老人役
一しひわら五わ 老人役
一勝り藁五頭 老人役
一小麦わら三把 老人役

(中略)

25) 例えば先述の伝六の請相書物第6条参照。

26) 後世の書上ではあるが「知行割之事」(註7所収)として、次のような記述がなされている。

何ノ何某新知目録
(案文省略)

右目録廻来候上、其村庄屋其懸り大庄屋呼出、御達ニ相成候而、早々百姓割致させ、田畠名寄帳差出させ申候、尤百姓多人数ニ相成候而後年不宜候ニ付、百石ニ付本百姓六人己下ニ相定、六人を越候分ハ越百姓と相立可申候、右本百姓ハ地頭ハ用達致シ、越百姓ハ内ニニ而公役等ハ相勤候事

27) 宝暦五年亥正月廿三日「明石八郎太夫様御拜知徳米大豆書上ケ帳」(八尋ヒロエ家文書)。

28) 「御公借類御地頭御代官御口入覚帳」(八尋ヒロエ家文書)。

24) 享保十三年申八月「御請合申上ル 田畠書物之事」(西川家文書3-24)。

秋月ヨリ博多迄現馬人夫役定目

一現夫壹人 四人役
一現馬壹疋 八人役

(後略)

その納物の多様さに驚かされるが、勿論これらの納物を給人が収取したとみるよりも、むしろ但書にある「組中夫並シ」のためのものであり、換算のための書上げと理解すべきであろう。そのことは秋月より福岡・博多・二日市迄の送り人馬や、飯塚・黒崎詰夫と同次元で換算される夫役徴収の一変型ととらえることも可能としよう。

西川家の「米大豆上納目録」をみる限り、元禄・宝永年間に「かや切兵糧ニ指引」米(24合乃至62合余)を記録しているが²⁹⁾、そのような給人による「内証役儀」の徴収に際して、給人の恣意性を制限し、あわせて錯綜化している給知百姓の負担量を公平化する狙いをもたせたものと考えられる。

同じことは本年貢の徴収についても言える。

藩政初期において、田畠地の免率が一筆毎にばらついていることは、第8表で指摘できるところであり、上・中・下・下々の位付と免率との間には何らの関連性をもたないが、それは給人が恣意的に免率を増減しうることにならない。

第12・13表で堤・上浦両村における西川家知行地(各々百石)の物成を検討すると、元禄9年以降、元禄期の「知行高式百石物成米大豆納ル控帳」には、「夜須郡上浦村百石分、免三ツ六歩、下座郡堤村百石分、免三ツ九歩」と題書されていて、その物成米・大豆は宝永6年の「五厘

上り免」までは固定している。ところで題書の三ツ六分・三ツ九歩は勿論百石当りの平均値であって、30石乃至20石のそれぞれの年貢負担単位における免率はばらばらであり、藩政初期以来、免率・位付の変更はおそくとも享保期迄はなされていない。そこで元禄9年の「知行高式百石物成米大豆納ル控帳」の物成を「延宝八年申ノ十月十七日堤村百石分徳割目録」³⁰⁾と(欠年)二月朔日の断簡3通³¹⁾とを照合しながら、それぞれの名毎に比較してゆくと、全く同一額であることを知りうるのである(第12表最下段参照)。

ところで延宝8年の「堤村百石分徳割目録」は、例えば20石分(第12表中D分)について次のように記載されている。

田高拾七石八斗三升老合九勺 口米共ニ
一徳米七石三斗五升六合鈞舛 又三郎[㊦]
一同三斗六升七合三勺四才同舛同 同人
合米七石七斗式升三合三勺四才鈞舛
俵ニ^{印)}式拾三俵壹斗三升三合三勺四才

畠高についても記載例は同じである。即ち延宝8年以降の「式歩上り徳」米・大豆が加算されているので、その加算分を控除すれば延宝7年以前の物成米33石354合9勺、大豆5石970合2勺を得る。

さて第5表の史料によって、明暦3年、寛文3・7年の3年次の総物成を計出できるので、それを第14表に掲げた。幕府が寛文9年京舛(鈞舛)を全国的に強制する以前、福岡本支藩では納舛による収納が行なわれているので³²⁾、鈞舛1升=納舛1升8勺で換算すると、延宝8年の「式歩上り徳」を控除した延宝7年以前の総量とほぼ一致をみる。

29) (元禄14年カ)「巳ノ米大豆上納目録」(西川家文書113号)、宝永六年丑ノ七月吉日「知行高式(納ル控帳)百石物成米大豆」(西川家文書20-1号)。

30) 享保六年辛丑六月十一日改之「上浦村堤村川成起シ開キ之控帳」(西川家文書30)。

31) 西川家文書95・96・100号。

32) 「黒田三藩分限帳」解題448頁。

第12表 下座郡堤村の知行地物成(100石分)

年代	高30石分(B)		高20石分(C)		高20石分(D)		高30石分(A)		計(本口共)		備考
	米	大豆	米	大豆	米	大豆	米	大豆	米	大豆	
元禄9年	33:141.67	5:160.	19:269.9	3:076.58	23:133.34	4:125.3	29:298.8	5:305.4	106:183.71	19:007.28	()は推定 () ² は名請人2名を意味する。 単位は 俵を：合を。 (例, 33:141.67--33俵141合67才) で表示した。(1俵=3斗3升) *1 名請百姓庄屋弥市(甘木藤野 半六下作) *2 開キ年貢大豆276合96才(未 秋ヨリ) *3 田方丑ノ秋ヨリ5厘上リ免 *4 2歩免上ケ
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
15	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
16	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
宝永1年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
2	"	"	"	"	"	"	"	5:305.5	"	19:007.38	
3	"	"	"	"	"	"	"	5:305.4	"	19:007.28	
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
正徳2年	(米 59:014.85) (高 40石分)	(大豆10:177.95)	"	"	23:224.16	"	25:051.56 24:074.35 (高20石分)	4:311. 4:301.	107:290.57 106:313.36	19:284.25 19:274.25	
5	43:306.25	7:151.80	20:025.80	3:076.58	"	"	20:066.64	3:313.6	107:292.85	19:007.28	
享保1年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
4	"	"	"	"	() ²	() ²	"	"	"	"	
5	"	"	"	"	() ²	() ²	"	"	"	"	
6	"	"	"	"	() ²	() ²	"	"	"	"	
7	"	"	"	"	() ²	() ²	"	"	"	"	
10	"	"	() ²	() ²	() ²	() ²	"	"	"	"	
11	"	"	"	"	23:225.60	4:125.3	"	"	107:294.29	"	
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
15	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
16	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
延宝8年	*4 33:141.67	5:159.73	19:269.9	3:076.58	23:133.34	4:125.3	29:298.8	5:305.4	106:183.71	19:007.28	

第13表 夜須郡上浦村の知行地物成(100石分)

年 代	高 50 石 分		高 10 石 分		高 10 石 分		高 20 石 分		高 10 石 分		計 (本口共)	
	米	大豆	米	大豆	米	大豆	米	大豆	米	大豆	米	大豆
元禄9年	56:141.29	2:139.1	11:006.3	111.3	21:272.	269.88	14:247.1	2:014.3	17:087.66	360.6	121:183.87	6:090.88
10	56:186.39	"	11:089.44	"	22:202.58	"	"	"	"	"	122:094.37	"
11	57:096.89	"	"	"	(22:203.23) ²	(270) ²	"	"	"	"	121:136.79	6:091
12	56:138.66	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	*1 120:293.55	"
13	55:295.42	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
15	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
16	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
宝永1年	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
6 *3	69:030.19	2:250.4	(高 60 石分)		22:252.76	270.8	17:123.73	"	17:182.66	"	123:052.39	6:091.8
正徳2年	67:174.70	"			22:252.1	"	"	"	17:122.65	"	121:255.16	"
5	"	"			"	"	"	"	"	"	121:195.15	"
享保1年	"	"			"	"	"	"	"	"	"	"
2	"	"			(22:203.23) ²	(270) ²	"	"	"	"	121:146.28	6:091
4	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	121:146.13	"
5	2:229.27	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
6	2:229.0	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
7	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	232.6	6:069.87
10	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
11	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
12	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
13	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
14	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
15	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
16	"	"			(²)	(²)	"	"	"	"	"	"
							*4 (1:179.39)	*4 (232.3)				

備考…第12

表に同じ。

*1 庄屋地

ニ付ふくれ

地有

*2 高13石

713合3勺分

*3 田方丑

ノ秋ヨリ3

厘上り免

*4 高1石

961合5勺分

秋月藩の知行制について

第14表 堤村100石知行地の物成

年代	納 舛 = 〆		釣 舛 = 〆	
	米	大豆	米	大豆
明暦3年	30,889.27	5,165.45	33,360.41	5,578.68
寛文3年	30,872.18	5,520.80	33,341.96	5,962.46
寛文7年	30,872.19	5,550.80	33,341.96	5,994.86
延宝7年前			33,354.90	5,970.20

備考…単位は石を、合を、で表示した。

以上のことから、おそくとも明暦3年以降給人の年貢収納量による一定額の規制があり、近世中期(享保期)に至る迄免率の引上げは、堤村においては延宝8年の2歩増免、宝永6年の5厘増免に限られており³³⁾、上浦村では天和3年の上り免³⁴⁾、宝永6年の3厘上り免のみであった。逆に言えば、延宝元年「此年〆御家中二千石〆以下之給知行分集、取立代官被仰付」³⁵⁾と

33) 註30に同じ。

34) 「^(天)□和三亥ノ上浦村田畠物成目録」(西川家文書114号)。

35) 「秋城御年譜」1(秋月郷土館蔵)

なお秋月藩の家臣団について、その階層構成を付表に示しておく。

なお文政4年現在、秋月藩古田昌高51,583石余のうち、給知行高は13,593石余である(註8史料参照)。

付表 秋月藩の家臣団

石 高	人 数
2,500石	1人
2,000	1
1,300	1
500	2
350	
300	10
250	9
200	26
150	23
130	3
100	1
御扶持方 部屋住共	88

史料：「長興公御代諸士分限」

という記事の理解にも関わる。この記事は、地方知行の廃止を意味するかのようであるが、実態が決ってそうでないことは以上検討してきたところから明らかである。

例えば第13表の高50石分については、その給知百姓は上浦村助二郎・文右衛門・三四郎であるが、その他三四郎持高の10石分と合わせて物成納入状況が記録されている³⁶⁾。それによると、納米67俵147合余のうち、32俵は博多の才田利兵衛へ出されて同人の通を受取っており、12俵は「公儀上ケ米」として「はかた御蔵出へ遣」されており、21俵213合は「秋月送り」として西川家の「御台所ニ納」められている。

なお元禄9年12月13日には不納分の1俵258合余も納入されて、西川家は米大豆70俵061合75才の皆済切手をさし遣わしているが、そのような納入形態は他の給知百姓の場合も同様であった。

むすび

秋月藩の家臣団は、福岡本藩と比較して小祿であり、また少数であることも手伝って(付表参照)、その知行地の経営に深く関与するところがあった。知行地は一筆毎に確定されて近世後期迄変動はなく、五十石一名^{みよ}を年貢の収取単位として未進百姓に対する監督や、物成・夫役の徴収を直接に行っていた。

しかしながら、一方では五十石一名の地割制がまさに給知百姓の組み替えとして現象し、知行地の分散錯綜化形態と藩政初期よりの免率固定化は、給人の年貢・夫役收取上の恣意性を大きく制限するものであった。そして農村の荒廃化が進行するとともに、給知百姓の借入金口入れや下作稼行の世話など、農業経営上の監督の

36) 註17に同じ。

責任は、給人に転稼される。それは給知百姓による公儀（秋月藩）納付分の滞納を村庄屋が給人に対して督促していることにも象徴されている。

秋月藩の藩制は、給知百姓の経営保全の面で地方知行制を巧みに温存させながら、しかも免率や夫役収取の面で固定化をはかってその恣意性を制限する点で特色を有していたと言えよう。

あとがき

小稿を執筆する直接のきっかけは、近藤典二氏より西川家文書を借覧する機会を与えられたことによる。記して謝意を表したい。なお柴田一雄氏の御好意により甘木市史編纂室の史料目録を拝見したが、現在市史編纂中であるので、史料探訪は八尋家文書のみにとどめた。八尋ヒロエ氏に感謝するとともに後日他史料の知見を得て、補正を期したい。

なお小稿は、文部省科研費助成金（総合A・代表者 秀村選三教授）にもとづく研究成果の一部でもある。

(1978.2.16)